

女中を通して見出された 女工労働環境問題

差波 亜紀子

はじめに

- 1 らいてうにとっての家事と女中
 - 2 女工へのまなざし
 - 3 新婦人協会と女中紹介一件
- おわりに

はじめに

本稿は、法政大学大原社会問題研究所が受贈した「平塚らいてう関係資料」に含まれる、大正11(1922)年秋から翌12年4月にかけて、らいてう(平塚明)から阿久津銀蔵に宛てられた4通の書簡を紹介し、あわせてらいてうの女中(住み込みの家事労働者)観、女中を含めた母性保護の構想を検討するものである。一連の書簡(以下、女中紹介一件とする)は、女中難をこぼしたらいてうに阿久津が女中を紹介し、その女中がらいてうのもとでしばらく過ごしたのち、最終的には解雇された顛末をめぐって交わされたもので、らいてうがともに暮らす女中に何を求め、どのように遇していたのかをうかがうことのできる内容である⁽¹⁾。そしてなぜらいてうの女中観に注目するのかといえば、それはらいてうが女工の境遇に強い関心を寄せる契機となったのが、女中の存在だったからである。

これについては香内信子が、大正7年から8年にかけて行われた母性保護論争が論争参加者のその後の政治的実践へいかに続いていくのかを概観した論文で指摘している。具体的には、女工増加の影響による女中不足で悩むらいてうの「婦人の家庭生活と婦人の所謂労働(職業)生活とは一般的に両立し得るものでせうか」という問いで始まる評論(『現代家庭婦人の悩み』『婦人公論』大正8年1月号)を、「主婦労働論の原型的問題提起といってもよい」ものと捉えたうえで、その主眼

(1) 「平塚らいてう関係資料」には阿久津宛てのらいてう及び博史発信書簡が、Series No.5とSeries No.6に分かれて計23点含まれる(『平塚らいてう関係史料目録』法政大学大原社会問題研究所、2024年、66-67頁、105頁)。このうち女中紹介一件はSeries No.5に含まれる。なお博史は大正5年に博から改名しているが、本稿では博史で統一する。

は「制約の多い婦人が政治的、社会的運動にのり出して行けるための条件はなにか、を吟味してみることにあつたのであり、それに関連して中流以下の階級へもこの時期からしだいに目を向け始めて行くことを象徴してい」たと述べている⁽²⁾。なおらいてうが女中をとりあげた評論を複数書いていることを指摘しつつも、「女中の使用を当然と考えているらいてうには、女中の人権についての論究はまったくない。中産階級の彼女らに女中の存在は生活に欠くことのできない必需品的存在でしかなかった」とする論者もある⁽³⁾。

本稿は香内の指摘に同意したうえで、らいてうが自分たちの生活と密接な関係を持つ存在として女中及び女工の健康問題を捉えていたことを確認し、この時点で彼女たちを含む女性の労働条件の改善をいかに構想していたのかを示すことを目的とする。

1 らいてうにとっての家事と女中

まず前提として、女中を切実に必要としたらいてうの家庭状況を確認しておく。

明治44（1911）年9月の『青鞥』創刊号に寄せた「元始、女性は太陽であった」のなかでらいてうは、男性も女性も精神集中を通じて天才を顕在化することができるが、「久しく家事に従事すべく極めつけられていた女性はいかゞその精神の集中力を全く鈍らしてしまった」と述べ、「注意の集中に、潜める天才を発現するに不適当の境遇なるが故に私は、家事いっさいの煩瑣を厭う」と宣言した⁽⁴⁾。高級官吏の娘として育つたらいてうは女中がいる環境で育つたが、大正3（1914）年1月に年下の画家奥村博史と同棲を始めると、博史と2人で家事を分担しなければならなかった。「家のうちのどんな些細なことでもふたりの意思によって決せられ、ふたりの協力と分業とによって営まれているということ」からくる「誰れに気兼ねの必要もない自由の快さ」⁽⁵⁾があつたとはいえ、「まったく家事には興味がな」かつたらいてうにとってとりわけ毎日の炊事は面倒であり、伊藤野枝が提案した共同炊事（らいてうが実費を払い野枝が調理を担当）の試みが不調に終わると、予算超過に悩みつつも近所のやや高級なめし屋に2人で通って炊事の時間を勉強にあてた⁽⁶⁾。ただ博史が結核を発病し茅ヶ崎の南湖院に入院（大正4年9月～大正5年8月）、その後には自宅療養となって生後半年ほどの長女とらいてうとの3人暮らしになると、同棲以来初めて「手伝いの娘」（女中）を頼むことになった⁽⁷⁾。それまで自分自身の天才を発現させるべく個人としての探究を重視してきたらいてうだが、恋愛によって他愛主義の糸口を掴み、さらには育児を通して個人主義と他愛主義が統合されていくことを実感していた。その後らいてうは「個としての自分を愛すると同時

(2) 香内信子「『母性保護論争』の歴史的意義——「論争」から「運動」へのつながり」『歴史評論』195号、1966年、39-40頁。

(3) 大森かほる『平塚らいてうの光と蔭』第一書林、1997年、137頁。

(4) 平塚らいてう「元始、女性は太陽であった——『青鞥』発刊に際して」平塚らいてう著作集編集委員会編『平塚らいてう著作集 第1巻』（以後、著作集から引用する場合は『著作集 第〇巻』と記す）大月書店、1983年。

(5) 平塚らいてう「厄年」『著作集 第2巻』198頁。初出は『中央公論』大正5年12月号。

(6) 平塚らいてう『元始、女性は太陽であった——平塚らいてう自伝②』大月書店、1992年、188-193頁。

(7) 奥村敦史監修・らいてう研究会編『わたくしは永遠に失望しない——写真集平塚らいてう——人と生涯』ドメス出版、2011年、資料13頁。

に、他者をも愛しえること、それも主体と客体を分離した閉ざされた自我意識ではなく、開かれた自我意識に基づいた存在のあり方」を「母性」と認識するに至る⁽⁸⁾。こうしてとりわけ重要に思えるようになった「育児と看護と生活のための仕事」に手が回りかねたことが、女中を雇用する契機であった。ここではまた赤ん坊を結核に感染させないための消毒の手間が大変だったという点を強調しておく⁽⁹⁾。

その後母性保護論争が行われた大正8年のらいてうは2歳と4歳の子を抱えながら女中も居つかない状況で、「早く仕事をしあげてお金をとらないことには何より困る」のに「自分の仕事どころではない」状況に陥る。都市の新中間層など新たな女中雇用層が拡大する一方、労働時間の規定がなく衣食住や給金の待遇も女工に劣ると認識されたことから生じた女中不足の現象は第一次世界大戦後のこの時期に急速に進んでおり⁽¹⁰⁾、育児期のらいてうはその影響を強く受けたといえる。らいてうは「いかなる種類の労働も必ず報酬せられる今日の社会において」「私のもちうるあらゆる時間と精力とを提供せねばならぬ母の仕事に従う時、私の社会的地位は失われるばかりか、私の物質生活は絶えず不安に脅かされていなければならない」状況は公正かと疑問を抱き、ついに「子供が母の手を必要とするある期間、国庫が母の仕事に対して報酬を支払うという欧州における母性保護の主張に十分な賛意を表」し、母子扶養の責任を夫だけに負わせるべきでないと考えに至った。なぜなら第一に母の仕事は重要な社会的事業であるから国が負担すべきものであり、第二に現在の社会では労働者に必要最低限の賃金が保障されておらず中産階級も物価高騰で十分な経済力を得がたく、第三に夫への経済的依存は夫の妻に対する圧制と我儘とを増長させる機会と便宜になりかねないと考えたからである⁽¹¹⁾。

母性保護の思想を深める一方、働き続けるために女中捜しを続けるらいてうは、大正7年4月からの1年ほどの間に8人の女中を雇い、彼女たちの境遇を知ることで女工問題への関心も深めた⁽¹²⁾。らいてうは新たに女中が来ると「よほど健康そうなものでない限り、皆医者健康診断を受けさせることにして」おり、8人中4人が肺病患者と判明、しかもそのうちうち3人に女工経験があり、女工時代に健康を損ねたらしいことを知ったからである。ある女中は田舎で療養していたものの「これからは百姓が忙しくなる時期だから、どうしても無理するようになるから、いっそ東京へ出たほうがいい、東京へ行きさえすればたとえ女中をしていても終日昼の上で暮せるのだから冷える気遣いはないと兄たちも勧めてくれるので来た」のだという。この例からは、女中という職業が女工や農業に比べ身体に負担のない仕事として選好された可能性がうかがえる。また女中の1人が「現に九度近い高熱でありながら、本人自身は少しも病気を自覚せずまだ他から見ても、多少の咳と痰を除いては健康者とまったく同じで別段大儀そうにもなく人なみの労働をする」という例からは、女中払底の状況のもと健康を損ねた女性が女中になり、雇用先家庭で病をうつす可能性も高

(8) 館かおる「日本のフェミニズム理論——平塚らいてうにおける「母性」とフェミニズムを中心に」女性学研究会編『講座女性学4 女目で見ると』勁草書房、1987年、268頁。

(9) 前掲、平塚らいてう『元始、女性は太陽であった——平塚らいてう自伝②』266-267頁。

(10) 東京市職業紹介所の女中の求人・求職に関する調査では、第一次世界大戦後の求職者数は求人数の2割未満となった(清水美知子『〈女中〉イメージの家庭文化史』世界思想社、2004年、76頁、110頁)。

(11) 平塚らいてう「現代家庭婦人の悩み」『著作集 第3巻』32-34頁。初出は『婦人公論』大正8年1月号。

(12) 平塚らいてう「我が国における女工問題」『著作集 第3巻』61-64頁。初出は『婦人公論』大正8年6月号。

まっていたことが想定されるのである。

らいてうは、家族の健康を守るために病気の女中を解雇したが、彼女たちは身体を壊す原因となった工場生活については「これが当然なのだというふうに諦めているか、さもなければ、それに対する苦痛や不平、不満をたとえとれほど抱いているにしてもそれを訴える術を知らないという憐れなありさま」であり「見当違いにも、彼らの恐るべき病気を発見した医者とそこに彼らを導いた私をかえって恨むくらいなもので」あったという。ここかららいてうは「彼女のこの無知と奴隷根性こそさらにいっそう根本的な禍ではないかと考え」るに至る。そしてこの経緯を「私の家庭という小天地の中にたまたま現れてきた現代の産業組織が生んだ悲惨な女工生活の一小縮図」と評論でとりあげ、女工の健康問題は他人ごとでなく自分たちの生活にも深い関係を持つという危機感を持って女工問題を論じたのである⁽¹³⁾。

2 女工へのまなざし

第一次世界大戦期、ヨーロッパの交戦諸国において女性が男性に代わる労働力として多方面に進出し戦争継続を支え、その結果として参政権や労働範囲の拡張が実現したことが日本でも注目された。その経験に学ぶべきだとの声は国内諸方面からあがったが、らいてうは戦争終結の翌大正8(1919)年1月、女子教育家や「浅薄な婦人論者のあるもの」が女性の権利獲得のために「その裏面に潜む多くの悲惨なる事実をまったく無視しあるいは閑却し、無条件な労働奨励を唱えるようにな」ったことを『大阪朝日新聞』紙上で批判した⁽¹⁴⁾。そして苛酷な労働が女性や、彼女たちが産む子どもの上に及ぼす影響を考慮することが必要で、種族問題と労働問題とを考えることが戦後の課題だと述べたのである。

前節でとりあげた大正8年6月発表の評論は、この問題意識を引き継いだものであった。らいてうは「教育あり才能ある上中流の婦人がいわゆる自由職業に就く」場合は別として、「今日は一般婦人に向って労働を奨励すべきときではなく、むしろ反対せねばならぬ」と主張する一方、すでに労働界で多数を占めている女工の大多数は「自身の属する一家の痛切な要求（食べるという）のため」働いているので、その「保護救済をないしは婦人労働界そのものの改善を高調すべき時」だとの認識を示した。そして労働問題のなかでも男女共通の問題はひとまず措き「差別的問題」いわゆる母性保護に関わる7つの問題、具体的には①女工の賃金、②労働の自由選択権（女性の労働範囲拡張に関するもの）、③婦人労働組合、④労働時間、⑤衛生上の設備、⑥労働範囲の制限、⑦産婦・母および子どもの保護に関する事柄に言及した。

個々の詳細は省略するが、らいてうの主張は大筋として「賃金の問題よりも衛生保健上の問題に重きを置き、健康な子供を産みうるように彼らの母態を保護しておく」ことを「(彼らの大多数は

(13) 同前。

(14) りいてう「戦後の婦人問題」大正8年1月2日付け『大阪朝日新聞』。吉良芳恵「第一次世界大戦と女性の社会進出——女性紙の言説をとおして」見城悌治編著『社会を支える「民」の育成と渋沢栄一』ミネルヴァ書房、2021年、77頁。なお同論文での典拠は「戦後の婦人問題」の一部である「戦後の種族問題」大正8年1月10日付け『婦女新聞』（『著作集 第3巻』362頁）。

数年内に結婚して母となるものであってみれば）彼ら自身のためにも、はるかに大切なそして有利なこと」として望むというものであった。すなわち危険かつ過重な仕事は避けるべきなので労働範囲はむやみに広げるべきではなく（②⑥）、夜業禁止や労働時間の短縮を、その経済的打撃を抑えつつ実現できるよう賃金引上と共に要求する（①④）。また国元へ送金する女工が全体の3分の2以上であることから、賃金引上よりも女工当人の便益を増すよう作業場の換気・温湿度の調節など衛生設備の整備を求めるべきだと述べた（⑤）。また産期休業を実質化するための所得保障として国の負担を伴う産期保険の導入が望ましいと主張した（⑦）。そしてこれらの問題はいずれも女工自身の自覚と奮起・団結なくしては解決できないが、現在の日本の女工は無知、無自覚、社会的訓練の欠如で健全な組合を組織するのは困難なので、イギリスの例に倣い知識階級の婦人のなかからよき指導者となる人物が出てくること、そして「女工の教育機関としてのもしくは女工に対する一種の啓蒙運動としての労働組合を起し、彼らを教育し、彼らの自覚を喚起し、他日彼ら自身によって本当の意味の労働組合を起しうる基礎を造ること」を最初に望むとしたのである（③）⁽¹⁵⁾。

一方、女工問題の解決は工場だけで図ることはできないとも、らいてうは考えた。女工の大部分は「地方小農の娘たちが、自分自身の意志からではなく、親たちの意志で貧しい親たちの生活を補助するために遠くの都市の工場へとそれがどんなものかも知らずに送られてきたもの」であったから、女工問題の解決は「日本の農村生活の改善、農村婦人の救済から始められねばならぬ」と考えたのである。また男工に置き換わる形での女工の増加はその賃金の安さによるものだと理解していたため、女工の待遇が改善されれば多数の女工が職を失う可能性もあると予想した。そこから生じる困難は男工及び女工の「最少限度賃金の制定、夫の収入より一定額を受取るべき妻の権利の承認および母性の保護および農村婦人の救済等」で調節できるというのが、らいてうが示した改革の道筋だった⁽¹⁶⁾。もっとも前年12月の評論でらいてうは、国家による保護の実現は容易でなく「差当り出征軍人の遺族を保護することが必要」と述べていた⁽¹⁷⁾。それも含め前述の構想は実現可能性が高いとはいえなかったが、これが新婦人協会設立への一階梯となった。

3 新婦人協会と女中紹介一件

らいてうは、大正8（1919）年11月に新婦人協会の計画を発表した。新婦人協会については今井小の実が、構想の際の推進力は「母親が育児に専念できるように国家による経済保障を求めた母性保護・児童擁護の思想と、実際に劣悪な条件の下で働く婦人あるいは児童の存在へのまなざし」であったこと、そこから選んだ実践形態がジューン・アダムズのハル・ハウスによるセツルメント事業であったこと、「自分たち知識階級に属する女性の役目が、婦人労働者を教育、啓蒙し、彼女たちが運動の能動的存在になるよう援助することにあると考えた」ことを指摘しており⁽¹⁸⁾、前節で

(15) 前掲平塚らいてう「我が国における女工問題」『著作集 第3巻』61-85頁。

(16) 同前、73頁、81頁。

(17) 平塚明「『死と其前後』を見て（抄）」香内信子編／解説『資料 母性保護論争』ドメス出版、1984年、205頁。初出は『雄弁』第9巻13号、大正7年12月。

(18) 今井小の実『社会福祉思想としての母性保護論争——“差異”をめぐる運動史』ドメス出版、2005年。

みた女工問題への取組みとの連続性を確認できる。

大正9年以降、らいてうは帝国議会への請願活動（治安警察法第5条修正，花柳病男子結婚制限法制定，衆議院議員選挙法改正について），議員立法での治安警察法改正を求める議会対策，研究会や講演会の開催，機関誌『女性同盟』の発行や金策などに奔走したが，翌10年3月に治安警察法改正法案が貴族院（第44議会）で否決されると体調を崩した。そして同年末に栃木県那須温泉へ，翌11年1月に同県佐久山町へ転地し，初秋までこの地で過ごした。この間，第45議会で改正法案が成立し，学齢を迎えた長女は地元小学校に入学した⁽¹⁹⁾。

本稿で紹介するらいてう書簡の宛先，阿久津銀蔵はこの佐久山町の有力者で⁽²⁰⁾，らいてう一家に滞在中の家を貸し，家族ぐるみの付き合いをしていた⁽²¹⁾。阿久津宛ての書簡を元にまとめた女中紹介一件は以下の通りである。まず10月25日付けでらいてうが佐久山を引き払って移った先の塩原温泉から「又東京に帰りますと，すぐ女中のないので困らなければならないと思いますと，いやでなりません」と阿久津に書いてよこし，それを読んだ阿久津が紹介を申し出た。これに対しらいてうは12月20日付けの返書で礼を述べ，あわせて女中の上京の汽車が決まったら上野駅まで自分が迎えに出るので知らせて欲しい，また給金についてもできるだけの事はしたいので先方の希望があれば聞かせて欲しいと書いた。翌12年1月12日には阿久津側が当人を連れて来訪，その後同月20日付けの書簡でらいてうは紹介された娘も連れて静岡県伊豆山に滞在していることを報告した⁽²²⁾。しかしその後らいてうは，女中が期待通りの仕事を果たせないと判断して帰郷させ，阿久津宛て4月30日付けの書簡で事情を説明した。以下，この4月30日付け書簡の翻刻を掲げる⁽²³⁾（写真参照）。

御手紙拝見いたしました。てるちゃんをおかへしいたしましたに就いて早速手紙をさしあげる考へでしたが，主人の父が長く病気の揚句，遂に本月上旬死去いたしましたので，今に取込んで居まして，つつい手紙を書くひまひまなく，そのままになり誠に申訳ありませんでした。

てるちゃんは折角御世話頂きましたけれど，それに大変静かなおとなしい性質の人なので残念ですけど，どうも病身らしく風をひいてゐるらしくもないのに，ともすればすぐ咳が出て，海岸に二ヶ月以上も住んでゐましたのに治りませんし，色々話をきいて見ますと，佐久山にゐた頃からの咳でだいぶ古いらしい。もう慢性になつてゐるのでせうか，医者にかゝつてもすぐ治るわけでもないらしいのと，矢張りどこか理屈上に申分があるからでせうけれど，若い人のやうに身軽く動くことが出来ないで，何となくたいぎさうで，朝からあくびばかりしてゐるといふ風ですが，東京へ帰れば到底間に

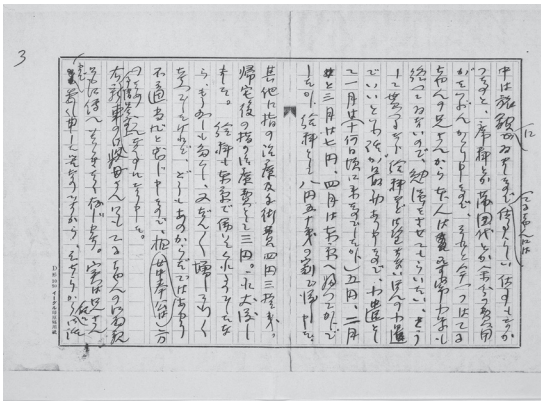
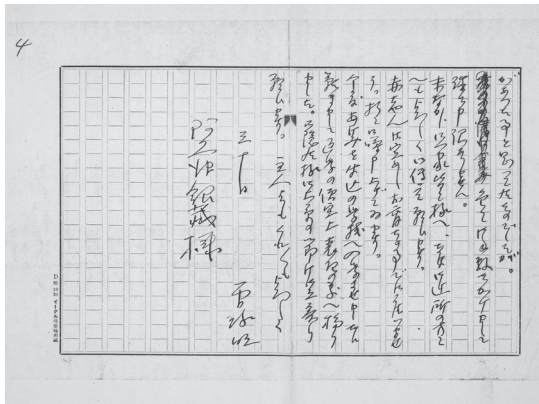
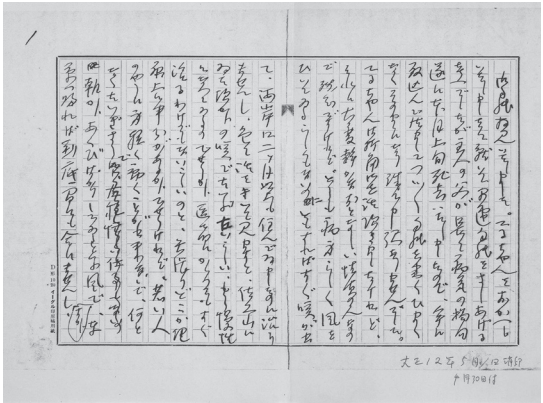
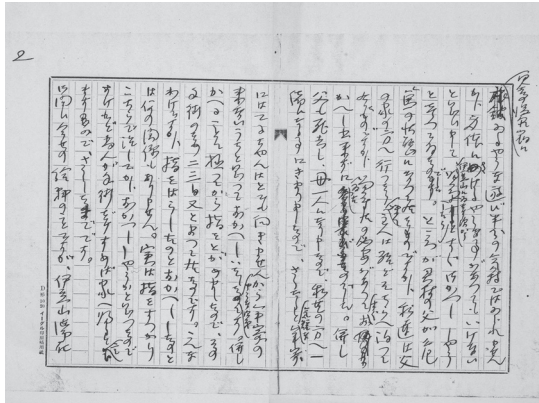
(19) 前掲奥村敦史監修・らいてう研究会編『わたくしは永遠に失望しない——写真集平塚らいてう——人と生涯』資料16-17頁。

(20) 那須蚕業株式会社（大正8年設立）の取締役や同町助役を務めた（帝国興信所編『帝国銀行会社要録 第11版』帝国興信所，1922年，栃木県16頁。『栃木県官民職員録 大正十四年十二月現在』下野印刷所，1925年，104頁）。

(21) りいてうは大正11年10月3日付け阿久津宛ての書簡で「拝借いたしましたお家，手がなくて掃除も行届かず随分きたなく住みまして，さぞさぞあとの御掃除が大変でございましたせう，御許し下さいまし」と謝った。

(22) 大正12年1月9日付け阿久津銀蔵宛て平塚明書簡。

(23) 段落は，適宜設けた。なおこの「書簡」は，原稿用紙に書かれ，修正箇所が多々見られる書簡草稿の複写物である。原稿用紙1枚目の下欄外に「大正12年5月1日消印 4月30日付」と青インクの書き込みがあり，受贈時には「小林登美枝ファイル」と書かれた紙袋に入っていたことから，小林氏がらいてうの自伝編纂を手伝った際の資料として収集・整理したものと推測される。



資料名「書簡〔“てるちゃん”帰郷時の礼状について、父死去等家族の近況、“てるちゃん”の給与について）」
 作成：平塚明，宛先：阿久津銀藏，原年月日：大正12年4月30日，請求番号 04-0139-09

も合いませんし、田舎の温泉宿にあるやうな遊び半分の気持ではゐられませんから、身体にさはるやうな事があってもいけないと思ひまして、伊豆山にゐます頃から帰京したらすぐ御かへしやうと考へてゐたのでした。

ところが奥村の父が危篤の状態になって居たものですから、私達は父の家の方へ行ったり、殊に主人は殆どそちらへ泊って居たものですから留守居の必要があつて、すぐおかへし出来ずにゐたのでした。併し父も死去し、母一人になりましたので、私共の方へ一緒になる事にまりましたので、さうなると気短な年寄にはてるちゃんはとでも向きませんから年寄の来ないうちと思つておかへしたしたやうな次第です。

併しかへることに極つてから指をとがめましたので、その手術のため二三日又とまつて居たのです。こんなわけですから、指をはらしたのと、おかへしたのとは、何の関係もありません。実は指をすっかりこちらで治してからおかへししやうかと思つたのですけれど、当人が手術だけすれば家へ帰ると言ひますので、さうしたまでです。

御問ひ合せの給料のことでありますが、伊豆山滞在中は旅館にゐましたのでてるちゃんには仕事らしい仕事もなかつたのと、席料とか蒲団代とか余分の費用がだいぶかかりましたので、それと今一つはてるちゃんの兄さんから本人は尋常小学校も終つてゐないので、勉強をさせてもらひたい、さうして貰へるなら給料などは望まない、ほんの小遣でいいといふ話が最初ありましたので、小遣として一月は

（十何日頃に来たのでしたから）五円、二月と三月は七円、四月は東京へ帰つてからでしたから給料として八円五十銭の割で渡しました。他に指の治療及手術費四円三十銭、帰宅後の指の治療費として三円、これ又渡しました。給料も東京で働いてくれるのでしたなら、もう五円も多くし、又だんだん増して行く考へでしたけれど、どうもあのからだでは女中奉公はあまり不適當だと存じましたので、相方のためこんな事になりました。

右事情御含みの上、新車の御叔母さんにも、てるちゃんの御両親にも御伝へいた、きたく存じます。実は兄さんまで委しく申した筈なのですから、そちらから既に御話があった事と思って居たのですが。

色々御手数をかけまして誠に申訳ありません。

末ながら御一家皆様へ、なほ御近所の方々へもよろしく御伝言願ひます。

赤ちゃんは定めしお育ちの事で御座いませう。折々御噂申上げてゐます。

今度あけみを牛込の学校へ入学させましたに就きまして通学の便宜上、表記の処へ移りました。御隠居様御上京の節は御立寄り願ひます。主人よりもくれぐれもよろしく。

三十日

平塚 明

阿久津銀蔵様

この書簡からは、らいてうが紹介者の阿久津および女中の家族と慎重にやりとりをし、健康状態にも気を配って女中を雇い入れた経緯がわかる。女中の兄は、尋常小学校中退とみられる妹に勉強させてくれれば給料は小遣い程度で構わないと話していたが、大正13年の東京・横浜の相場で二十歳前後の女中の給料が月15円程度、子守女は5円前後のところ⁽²⁴⁾、旅館暮らし中の小遣い月7円、帰京後1月足らずの分の給料⁽²⁵⁾8円50銭～13円50銭は平均的なものであり、昭和7年の立法協会調査によれば傷病に際して医薬の手当てを受ける者が全体の6割4分だった⁽²⁶⁾ことを踏まえると、らいてうの女中への待遇は悪くないものだったと言えるだろう。しかしらいてうはしばらく観察した後、その女中の体調では留守居や子守くらのことしかできそうにないと判断し解雇することを決断した。小学校入学前後の子ども2人と夫を抱えながら仕事に励まねばならないらいてうにとって、女中の働き具合は譲れない大事だったからであろう。

おわりに

第一次世界大戦期に出産し、結核を患う夫の看護と乳幼児の世話をしながら生活維持のために執筆活動を続けていたらいてうにとって、家内の雑事を引き受けてくれる女中の存在は必要不可欠なものだった。しかしこの時期、産業化の進展にともなう女性の就業先の一層の増加と女中雇用層の

(24) 田中義郎「家庭に於ける婦人労働に就いて」赤松良子・原田冴子監修『戦前婦人労働論文資料集成 第1巻』クレス出版、2002年、329頁。初出は『婦人と労働』第2巻第6号、大正13年。また公設職業紹介所で就職した女中の月給金は全体の6割が10～15円だった（杉本文子「女中」同前書378頁、初出は『職業指導』第5巻第5号）。

(25) りいてう一家はこの年4月4日に帰京（前掲奥村敦史監修・らいてう研究会編『わたくしは永遠に失望しない——写真集平塚らいてう——人と生涯』資料17頁）、また4月30日の書簡はすでに帰郷済みの女中について阿久津からの問い合わせに返信するものだったため。

(26) 前掲杉本「女中」。

量的かつ階層的拡大が進み、就業先としての女中の人気は低下し、女中払底といわれる事態が生じた。そのようななか女中確保に苦勞するらいてうは、工場勤務で結核を患いながらも働き続けようとする女中に出会い、自分たちも暮らす社会にとって女中や女工の労働環境改善が非常に重要な課題であることを認識した。そして女工の労働環境改善には工場のほか女工を送り出す農村をも対象とした施策を国や資本家に求めていく必要があると構想した。そのために必要とされる当事者の自覚と奮起を促すべきだという思い、それが新婦人協会の活動につながったと考えられる。

(さしなみ・あきこ 日本女子大学文学部教授)